

[設問1]

1. 行訴法3条2項の「処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体の行為のうち、その行為により直接、国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

すなわち、本件認可は、かかる「処分」に当たるとはどうか。

2. 土地区画整理組合について

本件組合は、土地区画整理組合に当たり、行政主体とならず、行政活動における権利義務の主体たる性格を有する。すなわち、土地区画整理組合は、事業施行地区内の宅地所有者等の全員が組合員となって構成される(土地区画整理法(以下略)25条1項)。

すなわち、同組合は、組合員から経費を賦課徴収できる(40条1項)。また、滞納者に対しては、賦課金等の滞納処分をなす(41条)。

また、同組合は、定款変更等の際に、都道府県知事の認可を要する(39条1項)。換地処分の際には、知事への届出を要する(40条3項)。土地区画整理事業に関し、報告、勧告等を知事から受ける(123条)、^{必要上}必要がある場合には、事業等の状況の検査を知事から受ける(125条)。

3. 定款変更認可が条例により定めらる点

加えて、施行規程が条例により定めらる点から、(52条1項、53条1項)、費用の分担に関する事項も条例で

定めらる点となり(53条2項5号)、賦課金に関する本件定款変更についても条例で定めらる点となる。条例は一般抽象的法規範である。

4. (1) しかしながら、条例が通常、一般抽象的法規範であるとしても、具体性も有する場合がある。

本件定款変更は、本件組合において賦課金が新設されるというものであり、対象が個別的・具体的に特定されている。このため、本件においては、具体性も欠くという条例の一般性質が当てはまらないと言える。

(2) また、本件定款変更の認可が39条1項に基づいてなされることにより、A組合員は、後続処分を待つことなく直接に、賦課金の徴収を受けるという地位に、一方的に立たされると言える。

(3) ~~おで~~ 従って、「処分」の要件もみたす。

5. よって、本件認可は「処分」に当たる。

[設問2]

第1. 資金計画の変更について

1. ここに関する違法論は、本件組合が7度も資金計画を変更しており、本件事業の遂行能力も欠くことから、「経済的基礎及び...その他の能力が十分でない」(39条2項、21条1項4号)に当たるといえるものである。

他方で適法論は、上記要件を組合設立時に満たしておけば足りるから、本件認可は違法でないとするものである。

2. 39条2項、21条1項4号の趣旨は、土地区画整理事業が途中で

頃 推 進 するに防止 する。健全な市街地造成を促進する点にあると解される。そこで、経済的基礎等の要件の充足は、組合設立時のみならず、その存立中も常に求められ

本件組合は、確かに、バブル経済崩壊という日本社会全体に影響する重大事情があったとは言え、1度や2度に止まらず、7度も資金変更を強いている。

このため、39条2項、21条1項4号の経済的基礎等についての要件を満たしていないと言える。

よって、違法である。

第2. 本件定数変更の議決経緯について

1. これに関する違法論は、書面議決書500通の白紙部分にDが自ら賛成の記載をしたというものである。従って、この500通は無効票となり、賛成組合員数は295名となる。よって、特別決議の要件を満たしていないから、本件認可は違法である。

他方、適法論は、38条3項が書面での議決を認め、かつ、白紙である部分の取扱いについて、特段の禁止事項を定めていないから、賛成票のカウントに特に問題はな~~い~~。ないとして解するものである。

2. 38条3項が、白紙委任の場合について、特段の規定を置けなかった趣旨は、議事進行者に広範な裁量権を与える点にあると解される。そこで、白紙委任の票をDが賛成と扱う行為は、Dの有する裁量権の範囲内と考へる。

よって、適法である。

第3. 賦課金の算定方法について

1. これに関する違法論は、組合員のうちの約80%、930名に~~つ~~て、賦課金を免除し、残りの組合員にこれを課することや差別的取扱いであり、40条2項に反する。というものである。

他方、適法論は、「地積...を考慮」した場合、約59%の有する組合員が、賦課金を負担する。というものであり、合理的区別に当たるといえる。

2. 40条2項の趣旨は、賦課金の決定には専門的技術を要することから、組合側に一定の裁量権を与える点にあると解される。そこで、組合員間で著しい差異が生じるのでない限り、「公平に定めた」に当たると解する。

本件では、全組合員のうち、~~5人のうち2人以上は~~のうち、約4割の土地を所有する者が、^{事業の円滑な進行のため、}経済的負担を負うという仕組みであるから、負担を負う組合員、そうでない組合員の間で、著しい差異が生じているとは言えない。

よって、適法である。

122m

以上